

各県立高等学校長 様

教 育 長

夏季休業に係る生徒指導等の充実について（通知）

夏季休業を迎えるに当たり、生徒が夏季休業の意義を十分理解し、安全で充実した生活を送れるよう、生徒指導、学校事故の防止及び新型コロナウイルス感染症対策の一層の充実が望まれます。

については、家庭や関係機関とも連携し、次の事項について指導を徹底するよう願います。

◎ 夏季休業中及びその前後における感染症対策の充実

- ・マスクの着用や手洗いの徹底、換気など基本的な感染症対策を継続すること。
- ・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）を避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」の意識化を図ること。

1 生徒指導の充実

(1) 不登校生徒等への支援

不登校生徒や悩みを抱える生徒への対応については、夏季休業中の相談体制を確立するとともに、定期的に連絡を取るなど、家庭とも連携を図りながら支援に努める。

(2) 交通安全指導

- ① 道路交通法等の違反となる危険行為（自転車の並列走行、二人乗り、傘差し運転、夜間無灯火、イヤホン装着時の運転、スマートフォン等を操作しながらの運転、妨害運転（あおり運転）等）について十分認識させ、歩行者への配慮や一時停止等の交通ルールの遵守に努めるよう指導する。
- ② 自転車は道路交通法上、「軽車両」であり、法律違反をすると刑事上の責任が科せられることや、相手に怪我を負わせた場合、民事上の損害賠償責任が発生することを認識させ指導する。
- ③ 原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車等の無免許運転や暴走行為などの、違法行為の根絶を図る。

(3) 問題行動の防止及び健全育成

- ① 万引き等の窃盗、飲酒、喫煙、薬物乱用等は不良行為であるという認識を徹底させ、その防止に努める。
- ② いじめや暴力行為の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ③ 家庭とも連携し、規律ある生活習慣の確立と規範意識の向上を図り、家出や無断外泊、深夜徘徊等の防止に努める。
- ④ 情報モラル教育及びネットリテラシー教育の充実に努め、特に、SNS等への個人情報不用意な公開、誹謗中傷等の不適切な書き込み、不適切な画像や動画を所持・拡散する行為、不正に作成したアカウントによる通信行為など、犯罪に結びつく可能性のある行為を行わないよう指導を徹底する。
- ⑤ アルバイトを許可する場合には、職種の安全性や健全性、学習との関わり等に十分留意し、保護者、雇用主及び学校の連携を密にする。
- ⑥ 豊かな人間性や社会性を育むため、地域の行事やボランティア活動等への積極的な参加を奨励する。

(4) わいせつ被害等の防止

- ① 複数で行動したり、人通りの少ない所を避けるなど、わいせつ被害に遭わないよう指導する。
- ② 合宿などで宿泊する際は、窓の施錠を確実に行うよう指導する。
- ③ スマートフォン等の不適切な使用により、犯罪に巻き込まれる危険性があることを生徒に十分認識させるとともに、ネット上で知り合った相手に不用意に会うことのないよう指導する。
- ④ 性に関する正しい知識と判断力を身に付け、適切な判断と行動ができるよう「性に関する指導」を強化し、「性の逸脱行為」の防止に努める。

(5) 「こころ 姿 振る舞い さわやか高校生運動」について

- ① 列車等の公共交通機関において他の乗客への迷惑にならないよう、乗車マナーを守るよう指導する。
- ② 校外での活動が多くなることから、あらゆる場面で品位ある態度と整容で行動し、特に公共の場においては、周囲に配慮した言動を心掛けるよう指導する。

(6) 安全指導

- ① 登山、キャンプなどの野外活動の際には、必ず複数で行動するなど、周囲の安全確保等についても指導する。
- ② 海などでの遊泳の際は、細心の注意を払うよう指導する。特に、海、川、湖沼などの遊泳禁止区域には決して立ち入らないよう指導を徹底する。
- ③ 部活動における事故防止と熱中症予防等の健康管理に留意する。
- ④ 部活動等で帰りが遅くなる生徒の帰宅方法等について、顧問や担任が確認するなど、登下校時における安全を確保する。

2 学校事故の防止

(1) 学校施設・設備の安全点検等

- ① 生徒の安全確保のため、施設・設備の安全点検を確実に行う。
- ② 不審者の侵入防止のため、窓やドアの施錠を確実にを行うなど、学校施設の管理を厳重に行う。
- ③ 事故や災害が発生した場合は速やかに適切な措置がとれるよう、危機管理マニュアルの確認と安全点検を行い、職員、生徒及び保護者等への周知徹底を図る。

(2) 物品等の管理

管理簿の整備や保管場所の確実な施錠により、危険な薬品や備品等の盗難防止に努める。

(3) 衛生管理について

適切な食品管理や手洗いの励行等により、ノロウイルス等による食中毒の予防に努めるよう指導する。

【参考資料】

- ・生徒や保護者等から「いじめ相談」があった際の学校における組織的かつ実効的な対応及び高校教育課への報告について（通知）（令和3年4月1日付け2教高-3065）

担 当 高校教育課指導班

TEL (018) 860-5165

FAX (018) 860-5808